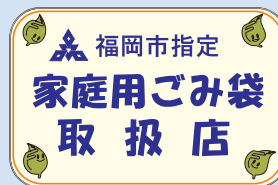




1 福岡市指定袋に入れ、口をしっかりと結んで出しましょう

福岡市指定袋とは-----
 指定袋は指定袋取扱店（スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど）で種類・大きさごとに10枚セットで販売しています。指定袋取扱店には、「取扱店シール」が掲示されています。



ごみ
Q&A

Q. 指定袋以外でごみを出した場合はどうなるのですか？

A. 警告シールを貼って収集しません。



収集できません

- 旧指定袋です。
- 指定袋ではありません。
- 指定袋の種類が違います。
- 指定袋の容量を超えています。
- 指定袋の口がしっかりと結んでいません。
- 分別が正しくありません。
- 可燃物と燃やさない物が入っています。
- 粗大ごみです。
- その他（ ）

2 きちんと分別しましょう

家庭ごみは「燃えるごみ」「燃えないごみ」「空きびん・ペットボトル」「粗大ごみ」の4分別です。

3 決められた日時と場所に出しましょう

○出す日

ごみ出し日は区役所生活環境課（P.10参照）に問い合わせるか、環境局のホームページ（表紙参照）でご確認ください。祝日も通常どおり収集し、休みは次のとおりです。

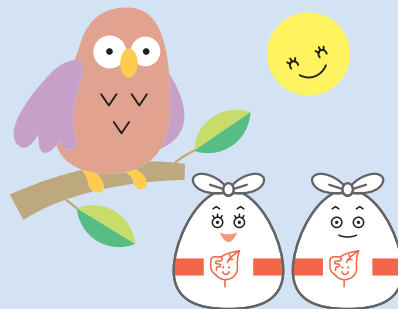
種類	出す日	収集休み
燃えるごみ	週2回	年未年始（12月31日～1月3日） ※次回のごみ出し日に出してください。
燃えないごみ	月1回	年未年始（12月31日～1月3日） ※12月または1月に振り替えます。
空きびん・ペットボトル	毎月○回目の○曜日と決めています。	

○出す時間

夜間に収集をしますので決められた日の日没（暗くなって）から夜12時までに出してください。

○出す場所

一戸建ての場合は家の前、集合住宅の場合は決められた集積場、収集車両が通れない一戸建て・集合住宅の場合は自治会等が指定した場所に出してください。



4 会社・商店などのごみ（事業系ごみ）を家庭ごみとして出すことはできません

詳しくは7ページをご覧ください。